

## 2 Ap-3 所得控除・税控除の効果はどの所得階層に厚いか

森 英子

(鈴峯女子短大)

主旨 前回 年少者所得控除廃止と児童手当拡大の組合せによる該当家計の得失・国の財源について考察したが、今回は、数多の所得控除と税額控除中で特に住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）の効果は、何れの所得階層に手厚い結果になるかを計算比較してみた。結果として政府は減税の対象をどの階層に重点を置いたかが判断される。

方法 対象は他の収入を持たない給料収入者とする。所得階層は、所得税率の10・20・30%の適用区分を採用し、課税所得900万円以上を高所得層、330-900万円を中所得層、330万円以下を低所得層と仮定する。

最初の給与収入の段階で、高所得層の下限に1500万円、中所得層の下限近くに1000万円、低所得層の中位に700万円を採用し、この三者について夫々、手順として先ず給与所得を算出し、次に所得控除額を算出し、引算し課税所得額に到る。家族構成は高所得層は、専業主婦・子供3人中・特別扶養控除対象者（16-23才）2人で1人は大学生で国民年金保険料親負担、低所得層は専業主婦と子供2人で1人は16才以上とする。住宅借入金残高は何れも5000万円以上と仮定する。

結果 注目すべきは、社会保険料控除は支払った全額で、しかも適用の所得制限が無く高収入者ほど有利で逆累進的である。住宅借入金等特別税額控除の所得制限は3000万円と高い。高所得層で納税額80万円余、中層は0住控除が8万円引ききれない。低層は30万円弱引ききれない。結論は概して中有利、特に低層は住借入控除が少額しか出来ず不利。控除不足額は負の所得税として還付するのが公平の立場からは理想であると思う。